

## マイナンバーカードと健康保険証 の利用登録解除のご案内

八頭町国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者で、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方は、申請により解除することができます。町民課または船岡・八東住民課に解除希望者の保険証を持参のうえ、手続きをお取りください。

なお、令和6年12月1日までに発行された健康保険証をお持ちの方は、記載の有効期限まで使用することができます。

マイナ保険証利用登録が解除された後も、再度利用登録の手続きを行うことはできません！



八頭町国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入されている場合は、加入している医療保険の保険者にお問合せください。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

## 児童手当の支払月が変わります

令和6年10月に児童手当法が一部改正され、児童手当の支給月は、年6回、偶数月の15日になります。

また、支払期ごとに児童手当支払通知書を送付していましたが、令和6年10月期支給分をもって送付を終了しました。12月期支給分からは支払日以降に登録口座をご確認ください。

なお、養育する児童の増減等により、支給額に変更がある場合や受給資格が消滅する場合は、今までどおり各通知書を送付します。

### 10月期以降の児童手当の支払日

支払月	支払日	支払対象月
6月期	6月15日	4月分・5月分
8月期	8月15日	6月分・7月分
10月期	10月15日	8月分・9月分
12月期	12月15日	10月分・11月分
2月期	2月15日	12月分・1月分
4月期	4月15日	2月分・3月分

※15日が土・日・祝日の場合、その直前の金融機関営業日となります。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者※が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度があります。免除を希望される方は早めの届出をおすすめします。



※20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の方

### 免除制度の内容

- 出産予定日の6カ月前から届出をすることが可能で、保険料免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
  - 産前産後期間の保険料を前納している場合は、対象期間の保険料が還付されます。
- ※すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出ができます。

### 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含む)

問い合わせ 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311  
町民課 ☎76-0211

## 八頭町国民健康保険高額療養費制度をご存知ですか？

八頭町国民健康保険には同じ月内に自己負担限度額以上の医療費を支払った場合、その超えた分を高額療養費として支給する制度があります。

### ◎高額療養費支給対象者へは申請書を送付します。

高額療養費の支給対象となった場合、約2カ月後に世帯主あてに申請書を送付しますので、町民課または船岡・八東住民課で申請してください。

なお、申請時には対象医療機関の領収書が必要となりますので、大切に保管をお願いします。

※自己負担限度額は世帯所得や年齢によって被保険者毎に異なります。

※医療機関からの診療情報が遅れる等の理由で申請書の送付が遅れる場合があります。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

# 令和5年度 国民健康保険決算報告

令和5年度決算は、歳入18億6,161万5,392円、歳出17億9,266万868円で6,895万4,524円の黒字となりました。令和4年度比で歳入額は2,725万4,850円（1.5%）の増、歳出額は2,443万1,737円（1.4%）の増となっています。

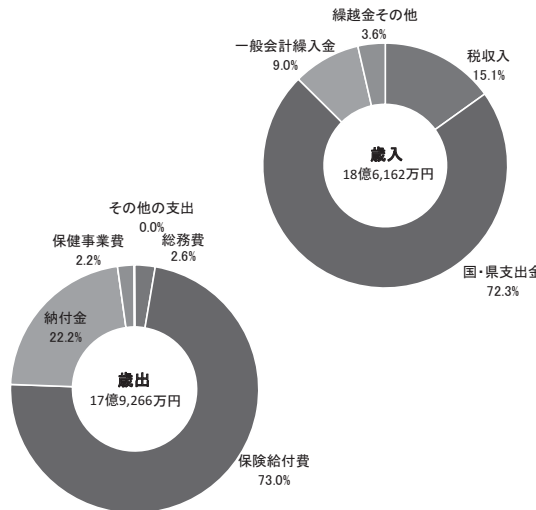
## ◎歳入の概要◎

歳入の主なものは、国保税2億8,099万6千円（全体の15.1%、4年度比2.3%増）、県・国の支出金13億4,673万6千円（全体の72.3%、4年度比2.2%増）となっています。

令和5年度の国保税の現年分調定額は、一般分では2億8,218万4千円（医療分1億8,634万6千円、後期支援分7,542万9千円、介護分2,040万9千円）で4年度と比べ3.6%増となりました。国保税の現年分徴収率は、町全体で96.31%（0.84ポイント減）でした。

## ◎歳出の概要◎

歳出の主なものは、保険給付費13億781万8千円（全体の73.0%、4年度比1.6%増）と、鳥取県に納付する保険事業費納付金は3億9,742万5千円（全体の22.2%、4年度比0.2%増）となっています。



## 一人当たり・1世帯あたりの保険税の状況

(単位：円)

区 分	令和5年度	
医 療 分	1人当たり	54,583
	世帯当たり	83,864
後期支援分	1人当たり	22,094
	世帯当たり	33,946
介護分	1人当たり	22,233

## 医療給付費等負担額の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度
療 養 給 付 費	1,109,813
療 養 費	6,656
高 額 療 養 費	185,811
出 産 育 児 諸 費	910
葬 祭 費	930
計	1,304,120

(単位：円)

1世帯当たりの保険者負担額	586,913
1人当たりの保険者負担額	381,992
年間1人当たりの費用額	440,663

## 国保の被保険者数と世帯数

(令和6年3月末)

被 保 険 者 数	3,301
世 帯 数	2,154

## 医療費の推移

一人当たり医療費（費用額）は、440,663円で令和4年度より19,324円高くなりました。

## 用語説明

療養給付費	医療費（食事代を含む）、調剤費、歯科診療費のこと
療養費	柔道整復、針、灸、マッサージ、補装具等の治療費のこと
高額療養費	1カ月の医療費が一定以上になったときに世帯主に支給される給付費のこと
保険税（医療分）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、医療給付納付金、保健事業費等に充てられるもの
保険税（後期高齢者支援分）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、後期高齢者納付金に充てられるもの
保険税（介護分）	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金のうち、介護納付金に充てられるもの。40～50歳までの者が、介護保険2号保険者として負担する
費用額	医療費の総額のこと